

退去命令の正当性と退去期間を議会運営員会で確認

令和 7 年 9 月 9 日（火） 午前11時17分～午前11時20分

令和 7 年第 3 回定例会中 議会運営委員会 本文

服部委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議録署名委員には、中川喜文委員と野口航希委員を指名いたします。

先ほど、**全員協議会**が開かれまして井桁亮議員の退去の件という部分で会議を開きました。

退去命令の妥当性に関しましては**本人以外は全員賛成**という形で進めました。

退去の期間についてという部分に関して、私からちょっと発言もしてしまいましたが、この後、先ほども述べました条文には、本日という部分で退去をっていうことができるので発言の禁止とかも求めることができるのですが、本日、井桁亮議員が一般質問として通告を出されております。この部分に関してそのあと、予定されております、浦上議員の一般質問もありますし、先ほどの、ちょっと私見にはなってしまいますけれども、先ほどの議会全員協議会の運営状態を見ても、多分、本日、その後、再開した後も同じようなことが想定されうと思うのであの場でちょっと発言をさせていただきましたが、今の議会運営委員会で井桁議員の一般質問の、要する退去の期間という部分をちょっと議題としたいと思います。

井桁議員の発言する前までがという部分か、要するに井桁議員のとこだけ入場していただくという部分で判断をしていただきたいかなと思いますが、皆様のご意見等ございますでしょうか。中川議員。

中川委員

はい。**井桁議員自身の一般質問の間だけ入室でそれ以外は退去**でよろしいかと思います。

服部委員長

野口委員。

野口委員

はい。本来ならばその日の会議には出られないはずなので、**一般質問のところだけ**、出る許可をおりただけでも、**その間だけ出場いただく**のが妥当なのかなと感じます。

服部委員長

森口委員。

森口委員

はい。私もですね井桁議員の**一般質問のところだけ、入場をしていただく**というところがいいのかなと思います。

退去命令の正当性と退去期間を議会運営員会で確認

服部委員長

それでは、今回の議会運営委員会での取り計らい事項といたしましては、退去の期間に関しまして、**井桁議員の本人の一般質問の部分だけ、本会議場への入場を認める**ということで、ご了承いただけますでしょうか。（異議なしの声あり）

はい。それではそのような形で、井桁議員の一般質問の部分だけ本会議場へ入場していたくということでもよろしく願いをいたします。この後議場の再開の時間について、11時25分からの再開をよろしく願いいたします。

これにて議会運営委員会を終了いたします。